

時間割コード	G2B40919	開講年度	2026				
授業題目	AIと知的財産法（JASRAC寄付講座）					担当教員	玉井 克哉
英文授業名	Artificial Intelligence and Intellectual Property Law						丸橋 昌太郎
単位数	2	講義期間	前期	曜日・時限	金曜・ 4 時限 金曜・ 5 時限	対象学生	全
講義室	経法第 3 講義室			授業形態	講義	遠隔授業科目	備考
信大コンピテンシー	非該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」要素				【授業の達成目標】		
	大学DP 学士の称号にふさわしい基礎学力と専門的学力				A Iに関わる分野を中心に、法律というものは何か、社会でどのような役割を果たしているのか、また世の中の変化に連れてどう変化していくのかを理解して、文理を問わない、市民として生きていく上での法的な素養を身につけることができるようになる。		
(2)授業で学べる「テーマ」	キャリア						
(3)全学横断特別教育プログラム	ライフクリエイター養成コース						
(4)授業の概要	A Iに関わる全学横断特別教育プログラム「ライフクリエイターコース」の初年次向け授業です。全学の新入生を対象に、A I成果物が法的にどう取り扱われるのか、法学の基本から講義します。また、各界の最前線で活躍する起業家、実務家、弁護士などを招いて、フレッシュな問題意識を語っていただきます。 社会で生きていく上で、A Iは不可欠のものになるでしょう。理工系でA Iを開発する技術者だけでなく、仕事や起業などビジネスでA Iを活用する人、さらに日常生活でA Iを利用する人にも、基本的な法知識が必要となります。それ抜きでは、なかなか善い生活を送ることができません。 もう一つ大事なことは、最先端の話題についても法律の古くからの原則や基本的な考え方が大事だ、ということです。そこで、この授業では、法律の基本的な考え方を、最先端の話題を題材に解説することになります。たとえば「契約」については、お店で物を買うときの「売買」や下宿に住むための「賃貸借」が最も身近な存在で、法学入門の授業ではそれを使うのが普通です。しかしこの授業では、芸能人の出演契約や著作権ライセンス契約を使って、契約がどのようにビジネスで使われるのかを説明するのです。 担当教員（玉井克哉）が東京大学特任教員を兼任しているため、原則として隔週で開講し、金曜の4限・5限を使って2コマ続きの授業をする日8回で実施します。それぞれの内容は、「授業計画」にある通りです。弁護士登録もしており、ささやかながら起業経験もあるので、そうした実務経験を生かした内容にします。 なお、この授業は、日本音楽著作権協会（JASRAC）からの寄付金に基づいて運営されます。その寄付金はA Iと知的財産権に関わる総合的なコースを信州大学で樹立するためのものであり、秋学期の「知財戦略」と随時開催の「知財法務実習」と連携します。いずれも経法学部専門科目ではありませんが、A Iに関心のある他学部学生にも門戸を開く予定です。						
(5)授業のキーワード	知識経済 経済安全保障 グローバル化（グローバリゼーション） 権利 契約 不法行為 著作権 著作者人格権 著作隣接権 特許 意匠 営業秘密 ブランド 商標 不正競争防止法 アメリカ法 裁判						
(6)授業計画	以下の通り、～ の8回、原則として2コマ続きで開講します。開講日は確定していますが、招待講義 とあるところを含め、全体の日程はシラバス入力時点で確定していません。詳しくは、開講日に示します。また、一部をリモートで実施することも考えます。 ・イントロダクション（4月10日） （前半） ガイダンス 受講者の大半が大学に入学したばかりの諸君であることから、まず、大学で学ぶとはどういうことか、高校までの勉強とどう違うか、これからの4年間、大学での生活にどのような心構えで臨むのをお勧めするかといったお話をします。また、現代社会で知的財産法という分野がなぜ重視されるのかを説明します。冷戦終結後の1990年代以降、「グローバル化」が時代の潮流となりました。知的財産が重要になったのは、その結果です。日本や米国、欧州など、主要先進国の歴史をさかのぼって説明します。 （後半） 知的財産法の最前線 招待講演・小松準也弁護士						

(6)授業計画	ファッション法という最先端分野の開拓者である小松準也弁護士をお迎えして、「ファッションと法」「デザインと法」の最前線でA Iがどのように活用できるのか、また既存の職業にどのような影響を与えつつあるのか、お話をいただきます。 ・「権利」と「契約」——何を意味するのか（4月24日） 「権利」という言葉は日常語になっていますが、法の世界では、侵害行為に対して差止めと損害賠償の2種類の請求権が成立するものをそう呼びます。まず一般的な説明をしたあと、財産権、その一種である知的財産権とはどういうものか、解説をします。 契約とは、対等な当事者が約束をして、法的な義務（債務）を発生させることをいいます。というと難しいようですが、私たちの生活は、契約関係によって埋め尽くされています。その中で、財産権の行使をしない契約としてのライセンス契約について解説します。 ・新たな「権利」への拡がり——「パブリシティ」について（5月15日） （前半）ファッション、ブランド、あるいはショービジネスの世界は、契約のほか、著作権法、商標法、不正競争防止法といった分野の法制度が支えています。その基本的なあり方を解説します。 （後半）A I時代の大問題として、タレントなど現に存在する人の画像や声をA Iによって生成することが何らかの権利侵害にならないか、という問題があります。それについて問題を解説し、ディスカッションを行います。 ・契約のあり方——芸能契約を例に（5月29日） 招待講義・山縣敦彦弁護士 芸能事務所「ジャニーズ」と芸能人の関係、フジテレビと従業員（アナウンサーなど）の間の契約についても、やはり大きな問題が発覚しました。経験が深い山縣敦彦弁護士をお招きし、それらを含めた契約の実務についてお話をさせていただきます。 ・ファッションの世界と法のあり方 招待講義・小松準也弁護士（6月12日） ファッションの世界はかつて法をあまり意識しないビジネスの世界で、契約を書面で交わすこともなく、口約束であいまいな関係のまま仕事が進み、権利関係にあまり配慮しないのが普通でした。それが近年は大きく変わってきています。月末のパリ・コレクションに出向く小松準也弁護士を東京から招き、実際の面についてお話をさせていただきます。 ・「集中許諾」について（6月26日） ライセンス契約のあり方として、「集中管理」というものがあります。皆さんがカラオケで歌う楽曲には、作詞家・作曲家が著作権という権利を有しています。なのに、作詞家・作曲家に無断で歌唱しても著作権侵害とはなりません。これは、「集中管理」をしている団体が一括した許諾（集中許諾）をしているからです。カラオケも集中管理も、わが国に定着したビジネスです。それを支える法的な仕組みについて解説します。少し趣向を変えて、知的財産法という分野を取り巻く時代の変化を解説します。 ・「拡大集中許諾」とA I時代への対応（7月3日） インターネットとA Iの時代に、古くからある集中許諾の仕組みに、新たな光が当たってきています。集中管理団体が管理していない作品についても許諾の対象としてしまうという、「拡大集中許諾」と呼ばれるものです。これはまず、権利者がどこにいるかわからない作品（権利者不明作品）について考案され、今世紀になって欧州諸国で採用されましたが、それをA I生成作品にも使えるのではないかと、いうものです。その最新の動きを解説します。 ・集中管理に関する実務 招待講義（7月17日） 日本音楽著作権協会（JASRAC）の実務担当者をお招きし、講演を開催します。前半の1コマでお話を聴き、後半の1コマでディスカッションを行います。 日程は変更になる可能性があります。
(7)成績評価の方法	各回の最後に簡単なレポートを書いていただきます。そこに全体の60%を配点します。レポートの内容は授業の感想でもかまいませんが、授業内容に触発された質問や現代の問題点についての提言を歓迎します。（A Iを主題とするこの授業では、人類にとって未解決な問題をいくつも取り上げます。受講する学生諸君のアイデアが問題解決に役立つかもしれません。）そうした質問や問題提起については、加点要素としてのみ扱うことにしています。つまり、良い質問は加点要素とし、そうでない質問でも減点要素にはしないのです。授業中の質問も歓迎です。それについても、同様にします。 また、学期中に「中間課題」を出し、学期末に「最終課題」を出します。配点は合計40%ですが、それらを提出しない場合は成績評価の対象にならず、単位が付きません。 A Iを主題とするこの授業にとっては、「A Iで置き換えられない人間の智とはどのようなものか」が授業全体の課題となります。A Iでは提供できない知識を創造できるかどうか、諸君の人生にとって決定的に重要となるでしょう。その達成度を見るのが、レポート課題の目的です。「中間課題」や「最終課題」に臨んでA Iを利用することは差し支えありませんが、「A Iだけでは作成できないレポートである」と評価できるものについてだけ、加点をします。 なお、リモート式の授業を行う場合、顔を出して参加するボランティアを募集し、それに協力した場合も加点要素として扱うこととします。
(8)成績評価の基準	大学教育全体の目的は、「オリジナルな知的貢献ができるようになる」ことです。そのためには、先人の考えや事実に関するデータを踏まえ、批判的に接して、その上にオリジナルなもの、自分だけのものを加える、という手順を踏むことが必要です。（第1回の授業でお話します。） この中で大事なのが、批判的だということです。批判的だというのは、他者の考えをよく理解し、その長所を踏まえた上で問題点を指摘するという姿勢をいいます。単に他者の考えを否定することではありません。（また、批判の対象は言説です。人格ではありません。世の中には、口汚く他人を罵ることを「批判」と称する者もいますが、それは間違いです。）学者は、世の中の常識や専門分野の通説を「

(8)成績評価の基準	批判」することを、仕事にしています。教室で授業を聴く諸君の場合、教師の見解を「批判」するのが大事なことです。 正しく「批判」を行うには、先人が何を述べたのか、既存の知識として使えるデータは何かを、踏まえねばなりません。それを怠っていると、議論が宙に浮いてしまいます。 これらの点、特に「批判」を行っているかどうかを、特に重視します。他人の考えの引き写しでレポートを書くのは「批判」とは遠い営みであり、この科目で何かを得たとは認められないので、「不可」となります。特に、既に他人が開示している考えを自分のものとして開示することを「剽窃」といい、すべての学問分野で最も忌むべきことだとされています。レポートで剽窃が認められた場合、信州大学の方針に従い、最も重い措置を学部当局に要請することとしています。この方針はすべての科目に共通することと思いますが、他人の知的成果物を尊重するのが知的財産法の基本ですので、特に厳格に対処します。 繰り返しになりますが、「中間課題」や「最終課題」に臨んでA Iを利用することは差し支えありませんが、「A Iだけでは作成できないレポートである」と評価できるものについてだけ、加点をします。A Iでは提供できない知識を創造できるかどうか、諸君の人生にとって決定的に重要となるでしょう。その達成度を見るのが、レポート課題の目的です。
(9)事前事後学習の内容	このシラバスに目を通すのは、多くが新入生諸君だと思います。大学での勉強は、本来、授業で聴くよりも自学自習がメインです。(第1回で説明します。)ただ、この授業では、最先端の話題を扱うため、「これ」という本を推薦することが難しいのです。直接関係のある参考図書は各回に提示しますが、この授業から刺激を得て各自の将来の方向に合わせて勉強を深めることを目標にしてください。
(10)履修上の注意	担当教員(玉井克哉)が東京大学教授を兼任しているため、2コマ連続の授業を原則として隔週で開講します。日程は学期開始時に確定させます。履修する場合、金曜の午後に定期的にふさがる用務(アルバイトなど)を入れるには適しません。 開講日には、必ず出席してください。 コロナ禍の影響で、リモート講義の形式が発展しました。一方的な講義にはリモート形式が向いている反面、生身のゲストにわざわざ教室まで来ていただいてお話を聴くことには、リモートでは得られない良さがあります。両者をミックスした授業シリーズにします。
(11)質問、相談への対応	・口頭での質問は、授業中、あるいは授業終了後に随時受け付けます。 ・ご希望があれば、時間をしてZOOMシステムによるリモートでの質問を受け付けます。
(12)授業への出席	この授業シリーズの内容は最先端のものばかりであり、書籍やネット記事で代替できる部分はあまりありません。また招待講義については、その場にライブで参加しなければ、意味がありません。したがって、全ての回に出席することを基本とします。
(13)授業に出席できない場合の学修の補充	「学修の補充の対象とする事由」により授業に出席できない場合には、当該授業に関わる書籍数冊か玉井の論文数本を指定し、一定期間を置いて試験を行い、出席に代わる到達度を評価します。
【教科書】	指定しません。下記のもののPDFファイルを開講時までにe-ALPS にアップします。各自、開講までに目を通しておいってください。 玉井克哉「知的財産法(1-3)」水野忠恒他『現代法の諸相』(改訂版、1995年)67-103頁。
【参考書】	授業内で適宜指示します。